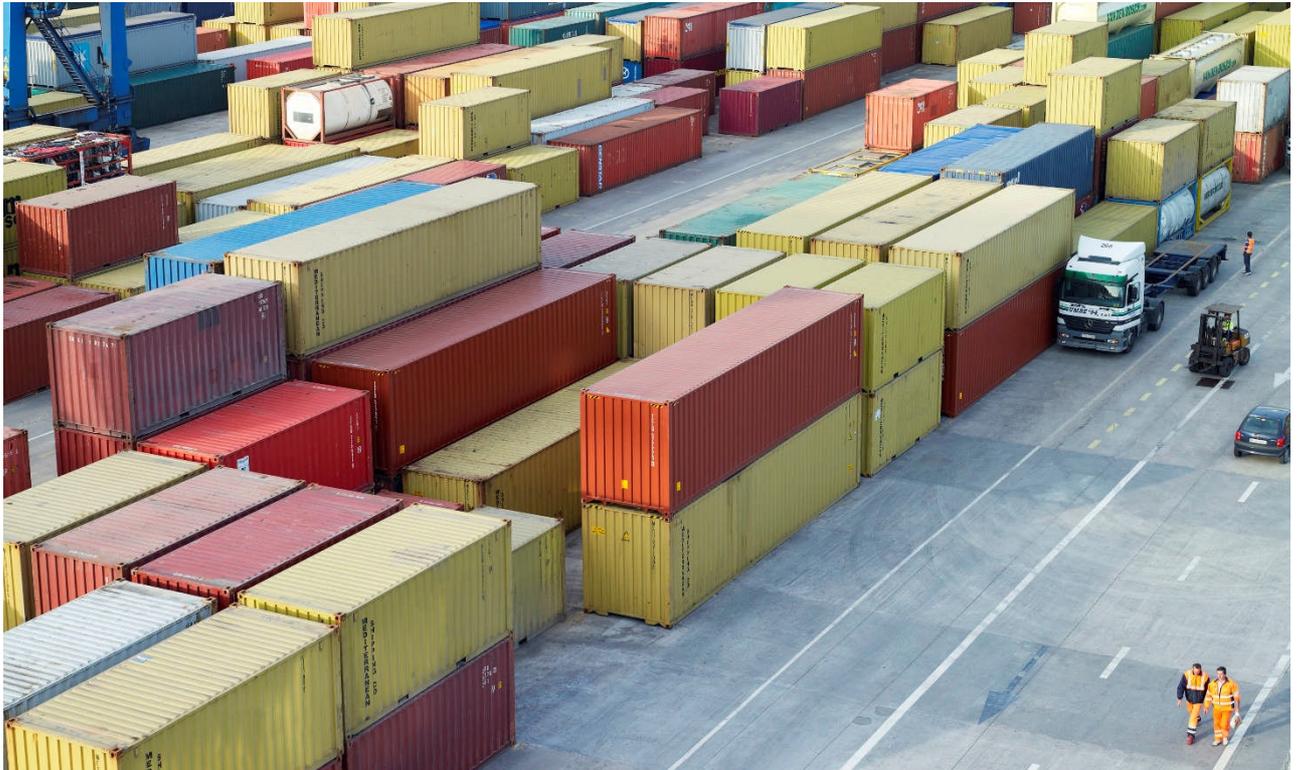


TaxFlash



経済特区の概要

インドネシア政府は、国内の特定産業への投資を促進することを目的として、法律(2009年)第39号下の規定に従う経済特区(Kawasan Ekonomi Khusus(KEK))を創設しました。

2015年12月28日、インドネシア政府は経済特区における投資家を対象とした包括的な税制優遇措置を規定する規則No.96/2015(政府規則第96号)を公布しました。当該優遇措置は所得税、付加価値税(VAT)、奢侈品販売税(LST)、輸入税および物品税を網羅する最も包括的な措置です。

政府規則第96号はその制定日から60日後(すなわち、2016年1月25日)に効力を生じました。現在、以下の8地域が経済特区に指定されています。

1. Sei Mangkei
2. Tanjung Api-api
3. Tanjung Lesung
4. Mandalika
5. Maloy Batuta Trans Kalimantan
6. Palu
7. Bitung
8. Morotai

これらの経済特区はインドネシア全土に跨るため、各地域によりプランテーション、物流、観光業などの特徴があり、それぞれ重点的な投資対象が異なります。各経済特区における主な投資対象事業には法人税の軽減措置が認められ、その詳細は別個の規則により規定される予定です。各経済特区における優遇措置の実施細則がまもなく公布されると予想され、納税者におかれては各経済特区の詳細について公式サイト、[KEK National Council](#)をご参照になることをお勧めします。

次ページ以降に経済特区で利用できる税制優遇措置とその他の優遇措置について詳細をまとめました。

1. 税制優遇措置

A. 一般要求事項

経済特区における優遇措置を享受するためには、納税者は以下のa) またはb) の全ての条件を満たさなければなりません。

- a) 経済特区において事業活動の準備を行なう納税者 (Badan Usaha):
- 経済特区を発展させる、または管理する事業体として関連政府機関に登録されていること、
 - 経済特区での事業活動について関連政府機関と合意を得ていること、及び
 - 経済特区の事業活動について境界を設けること
- b) 経済特区において事業活動を営む納税者 (Pelaku Usaha):
- インドネシア国内の納税者であること、
 - 経済特区管理者から認可された新たな資本投資計画を有すること、及び
 - インドネシア税関総局と接続された情報システムを有すること

B. 所得税優遇措置

a) 法人税軽減措置

経済特区における主要事業活動の生産チェーンに対し新たに資本投資を行なう納税者には、以下に示す法人税軽減措置が認められる場合があります。

投資計画	軽減期間	軽減税率
1兆ルピア超	10～25年	20～100%
5000億ルピア以上、1兆ルピア以下	5～15年	
5000億ルピア未満	5～15年	財務大臣の裁量

b) 所得控除

法人税軽減措置の申請を却下された納税者や経済特区においてその他の事業活動を営む納税者は以下の税務上の特典の適用を申請することができます。

- 投資した資産を不正使用しないこと、または一定期間内に譲渡しないことを条件に、固定資産(土地を含む)に対する投資額の30%(6年間の商業生産期間にわたり年5%ずつ)を上限とした課税所得からの控除
- 税務上の加速償却
- 非居住者に支払われる配当金にかかる源泉税の軽減(10%または租税条約下の適用税率にまで軽減)
- 欠損金の繰越期間の延長(5年以上、ただし10年を上限とする)

経済特区に適用される税制優遇措置のほかにも、所得税法および投資法下で規定される類似の法人税軽減措置や所得控除が存在します。しかしながら経済特区の納税者は、政府規則第96号で規定される法人税軽減措置と所得控除のみ申請が認められます。

納税者は、適格と認められれば、法人税軽減措置あるいは所得控除以外の所得税優遇措置の適用を申請することができます。

所得税優遇措置の申請書は関連する経済特区の管理者を通じて財務大臣に提出しなければなりません。申請が承認されれば、納税者は投資・生産計画の実現状況について定期的に報告する義務を負います。

納税者が投資計画を実現できない、または定期報告を怠った場合、一度承認された所得税優遇措置の適用が取り消される場合があります。そのような場合、納税者は軽減されていた法人税を通常税率に基づき納付し、付随する罰金を支払わなければなりません。

C. その他の課税優遇措置

上記の所得税優遇措置に加えて、経済特区の納税者は以下の優遇措置を享受する権利があります。

- 特定の物品の輸入または国内調達にかかるVAT及びLSTの不徴収
- 経済特区における納税者間における特定の物品の引渡しにかかるVAT及びLSTの不徴収
- 輸入に係る所得税(第22条)の不徴収
- 資本財及び機器、並びに加工用の物品及び原材料にかかる輸入税の徴収の延期(経済特区を発展させるための資本財の輸入にかかる輸入税は免除される)
- 物品税が課せられない物品の生産に使用される物品にかかる物品税の免除

経済特区から輸送される物品は、仕向地により以下に掲げる課税処理の対象となります。

仕向地	課税処理
関税徴収地域外の仕向地(輸出)	輸出に係る現行の法規制に従う
特別優遇措置が適用される関税徴収地域内の仕向地	仕向地で利用可能な関連優遇措置に従う
物品の受領者が輸入に係るいかなる税制優遇措置も享受していない関税徴収地域内の仕向地 (Tempat Lain Dalam Daerah Pabean、以下「TLDDP」)	従来、不徴収だった、または免除されていた、あるいは課税が延期されていた輸入税、物品税および輸入に係る税金(VAT、LSTおよび第22条所得税)は納付の対象となる

D. 経済特区における特別な事業活動に対する優遇措置

観光業に特化する経済特区において、以下の優遇措置が利用できます。

- 外国人が加盟店で商品を購入した場合のVAT還付
- 経済特区における住宅の購入にかかるLSTおよび第22条所得税の免除
- 地方税及び過料の減免

経済特区における金融サービスにも優遇措置が認められる場合があります。経済特区における特別な事業活動に対する優遇措置の詳細は、別個の規則にて規定される予定です。

2. その他の優遇措置

上記の税制優遇措置のほかに、経済特区における納税者はその他の分野、すなわち物品の移動、労働者、移民、土地購入、及びライセンス供与における投資優遇措置を享受できる場合があります。

また、各経済特区の管理者は投資優遇措置の申請に関して資料を検証し、決定を下す承認機関としての役割を担います。

物品の移動に関係する経済特区で利用できる優遇措置は以下のとおりです。

- 輸出入業務について通常であれば課せられる制約の免除(貿易大臣規則の規定に従う)
- 原産地証明書取得手続の簡素化(貿易大臣に代わり各経済特区の管理者が原産地証明書発行権限を有する)
- 経済特区における納税者は、原産国・地域からの原産地証明書を用いて、経済特区に輸入された物品をTLDDPに直接輸送することができる。このため、TLDDPにおける納税者は当該原産地証明書に関連する輸入税の軽減措置を享受することができる。

経済特区で外国人の雇用を計画する納税者は、経済特区管理者に対し承認申請を行い、外国人労働者利用計画(Expatriate Manpower Utilization Plan)の検証を経て、労働許可証と暫定居住許可証の承認を得なければなりません。特定の条件を満たす外国人には永住許可証の取得が認められる場合があります。

また経済特区管理者は、土地購入およびライセンス供与の管理における申請手続の簡素化を目的としたナショナル・シングル・ウインドウ(National Single Window)ポリシーを施行します。これにより、申請書の提出から3時間以内に投資に係る許認可の発給が受けられます。一般的に、投資額およびインドネシア人従業員数に係る要件を満たした納税者にのみこのような迅速な行政サービスの利用が認められます。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwCの御社担当者までお気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson

anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh

felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan

ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Parlindungan Simbolon

parlindungan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

 [PwC Indonesia](#)

 [@PwC_Indonesia](#)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.